

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区備後町2-4-6

Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二

Fax :06-6209-8145

↳ 債務超過先への貸付金利息

Q :業績不振で資金調達ができない得意先に対して、倒産を防止するため、貸付をしました。利息が払える状態でないため、無利息としたいのですが、問題ありますか？

A :原則は利息を計上しなければなりません。無利息貸付が倒産を防止するためやむを得ず行われたもので、合理的な再建計画に基づくものであるときは、これが認められることとなっています。

【解説】

会社が、金銭消費貸借契約書に基づいて金銭を貸付けた場合は、原則として、利息が無収であってもこれを計上しなければなりません。債務者が債務超過に陥っているなどの理由により、6ヶ月以内に利息の支払いがない場合や債務者につき債務超過の状態が相当期間継続し、事業好転の見通しが無いことなどの理由が生じたため、貸付金の全部又は相当部分についてその回収が危ぶまれるにいたる場合など一定の要件に該当する場合には、実際に利息を受け取るまで、その収益計上を見合わせる事ができることとなっています。

なお、会社が子会社等に対して、無利息又は通常より低い利率で貸付けた場合には、通常収受すべき利息と実際に収受している利息との差額は、特段の事情がない限り、寄付金として取り扱われますが、その無利息貸付が業務不振の子会社等の倒産等を防止するためにやむを得ず行われたもので合理的な再建計画に基づくものであるときは、寄付金には該当しないとしています。

